

第六十三回国会 地方行政委員会議録 第七号

昭和四十五年三月十七日(火曜日)

午後五時七分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 砂田 重民君

理事 山口 鶴男君

理事 稲村佐近四郎君

理事 魁山 孝一君

理事 中村 弘海君

理事 野呂 恒一君

理事 山崎平八郎君

理事 繩貫 民輔君

理事 木原 実君

理事 土井たか子君

理事 和田 一郎君

理事 青柳 盛雄君

出席國務大臣

運輸大臣 橋本登美三郎君

自治大臣 秋田 大助君

外務政務次官 竹内 黎一君

自治政務次官 大石 八治君

自治省財政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

文部省大学学術局審議官 清水 成之君

運輸省航空局飛行場部長 丸居 幹一君

自治大臣官房参考官 佐々木喜久治君

政治課長 参考人 (新東京国際空港公団総裁) 今井 栄文君

自治省財政局財政課長 森岡 敏君

自治省財政局交付課長 横手 正君

○菅委員長 これより会議を開きます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第六号)

地方法律案(内閣提出第二十七号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)(予)

は本委員会に付託された。

## 本日の会議に付した案件

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第六号)

地方法律案(内閣提出第二十七号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)(予)

は本委員会に付託された。

調査室長 川合 武君

## 委員の異動

三月十七日

辞任

中島 茂喜君

北山 愛郎君

木原 実君

同日

辞任

中島 茂喜君

木原 実君

井岡 大治君

阪上安太郎君

安田 貴六君

山本弥之助君

亮君

正暉君

山崎平八郎君

和田 一郎君

青柳 盛雄君

出席政府委員

運輸大臣 橋本登美三郎君

自治大臣 秋田 大助君

外務政務次官 竹内 黎一君

自治政務次官 大石 八治君

自治省財政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

文部省大学学術局審議官 清水 成之君

運輸省航空局飛行場部長 丸居 幹一君

自治大臣官房参考官 佐々木喜久治君

政治課長 参考人 (新東京国際空港公団総裁) 今井 栄文君

自治省財政局財政課長 森岡 敏君

自治省財政局交付課長 横手 正君

○木原委員 時間がありませんので、端的にお伺いいたしますけれども、過日他の委員会で大臣に御質問申し上げました。その際に、この法案自体は審議が進んでおりますけれども、

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 時間がありませんので、端的にお伺いいたしますけれども、過日他の委員会で大臣に御質問申し上げました。その際に、この法案自体は審議が進んでおりますけれども、

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 時間がありませんので、端的にお伺

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。木原実君。

おるたちは、おそらく御案内のように、騒音地図になる芝山町を中心とした諸君で、おおむね三百世帯くらいの人たちが反対をしておる。こういう姿になつておるわけであります。騒音の問題も問題が残るわけでありますけれども、しかしながら、いざれにしましても、土地所有者が百三十町歩近くの土地を持つていて、なおかつ、ほとんど条件を受け付けないという形で反対であると言つておる。これについては、いまの収用法その他の適用がはたしてできるのか。つまり法的な手段によつてはおそらくなかなか困難なのではないのか、こういうふうに考えるわけであります。これは専門家によつて見解が違うかと思ひますけれども、しかし、それにいたしましても、なおいまの収用法を適用して、私権を制限をしていくことについては問題が残ると思うのです。

残るとなりますと、政治的に解決する以外にはない。その際、しかもなおかつ、条件は提示をされない。現地側のほうからも提示をされませんし、政府のほうもこのままでいくんだ。それはそれでよろしいと思うのです。そうなりますと、大臣のおっしゃる誠意の問題といいますか、政治的な解決をはかつていくという以外には、解決をはかるとすればないと思うのです。

そういう状況でござりますから、そういう困難に対しても政治的な誠意の示し方といいますか、その姿勢を私としてはやはり承りたいと思うのです。そういうものがなければ、現地の人たちがだつて会つてもしようがないという形で、これはもうぶつかり合いばかりやつていては、悲劇でござりますから、何かその辺についての大蔵の御所見をひとつ承つておきたいと思うのです。

は、これはひつくるめて工事を完成させなければならぬ。しかし、第二期工事のほうには、いまおっしゃつたような相当多数の方が、なおかつ絶対反対である、こう言つておりますので、それをどう解決するんだといふような御意見もまたわれわれも考えなければならぬと思いますけれども、もちろん私自身は何もかも収用法だけで解決できる問題でもないと思います。しかしながら、はたしてお互に話し合つた上でそれが解決できるかどうかといふことも、私ももちろん自信は持つております。だが問題は、そのことの次元の低い問題だけではなくて、もっと高い次元からお互にが話し合おうといいましょうか、意思の疎通をはかる。しかし、鉄壁の拒絶反応を持つて会おうといふなら、これはもう問題になりませんから、会つ分かれるかもしれない、分かれてもそれはそれとしないではないか。会つた上でどういう気持ちを持つておるか、また日本の経済の将来なりこの地域の将来の発展なりといふものを大臣はどう考えているかという広い意味での、利害関係者といふ点ももちろん必要でありまするが、利害関係者の上を離れた一般国民の崇高な精神の上からものを考えるといふことも、私はあり得るだらうと思うのです。そういう意味において、たとえそれが直ちに解決の端緒につながらなくとも、お互にいに違つた意見を言うにしても、いわゆる談笑といつてはあるいは語弊があるかもしれないが、穢やかに話のできる状態であれば、最終的な結果が得る得られないは別問題にして、会えるような状態であれば、会つても私としては異議はないのではないかだらうか。その場合に木原さんなり関係者のひとつ協力は求めたい、かようにも考えております。

る人たちといふよりも、われわれ政治家がはだで  
もつて解決をする以外にはないといふうに、か  
ねて心にきめておることでございます。

ただ、それにいたしましても、なお幾つかの問  
題が——大臣のおっしゃる、この空港をつくつて  
いく崇高な使命、状況、そういう中にも、これは  
政策上の問題として、われわれは多少見解が異な  
る点があると思います。具体的には、やはり一つ  
の問題は、土地の関係のほかに、騒音の問題があ  
ると思うのです。これはいままでたびたび問題  
にしてまいりましたし、それなりにいろいろな特  
例法その他のを含めまして、この法案もそうですけ  
れども、騒音の対策は十分やつておる、こういう  
ことなんですが、特に芝山町につきましては、御  
案内のとおり、土地の関係はないけれども、これ  
は騒音でどうにもならないのだ。かりにこの法案  
にありますように、飛行場の周辺を、やや広い地  
域にわたつて畠地かんがいをやるのだ、こういう  
よくなことをしましても、これは迷惑をかけるか  
ら、ひとつ土地の改良をやつて差し上げましょ  
う、こういうことなんです。しかし、そのことに  
よつて実は騒音の問題は消えるわけじやない。ま  
た公共の、たとえば法で定められた一定の地域の  
学校その他の公共の施設についていろいろな騒  
音対策については、これから逐次整備をされてい  
くと思います。思ひますけれども、あの周辺大多  
数にわたつての民家は、ほとんど騒音に対しても  
何ら直接の対策の恩恵には浴さない、こういう面  
がある。そうなりますと、飛行場ができるあとの  
騒音を含めた公害についてのまた何か足りない面  
がずいぶんある。

そうなりますと、私どもとしてもたくさんの方  
求があるわけです。入つてくる飛行機についての  
騒音の規制といふようなことから始まりまして、  
現在他の飛行場周辺でも、御案内のように、騒音  
の問題が非常に大きな問題になつてゐるわけであ  
りますけれども、しかし、その騒音の問題について  
て、もう一步突っ込んだ何か対策を立てていくと  
いう余地はないものでしようか。

○橋本國務大臣 驚音対策は、広範にわたって影響するところのものはあるわけでありますから、私は考えております。ことに方向によつては本当に影響するところもありましようからして、したがつて、これをできるだけ広範囲に適用していくといふ考へ方は、今後とも考えていかなければなりません。ただ、一部いわゆるジャンボの着陸の場合、従来よりも非常に騒音を出すのではないかといふような心配をされておりましたが、せんだつ羽田に着きましたジャンボの騒音の測定をいたしました。結果は、もちろん一回だけでは不十分でありますけれども、かえつて現在動いている707型のジェット機よりもいわゆる騒音は低いといふことが、そのときの調査では具体化をしておるわけであります。もちろんこれは、御承知のように、アメリカにおいても騒音問題は非常に重要な問題でありますからして、新規に開発されたエンジンに対する規制を求めておるようであります。その規制に従つて製作しなければならぬということで、SSTなどが出てくればどうなるかわかりませんけれども、少なくともジャンボの場合においては、われわれがおそれおののいておつたような騒音ではない。従来のジェット機をこえるものではないようだという見当はついておるようであります。

が、私運輸大臣として、航空政策の責任者である以上は、最善の力を尽くして、そうちしていわゆる関係住民の福利厚生なり、騒音対策の上から考えても、十分なことをといしますか、できるだけ早く、かつまた確実にそういうような対策を拡大して、少なくとも幾らかでも犠牲に対しして報いることがあるようを措置を講じていきたい、かように考えて、来年度におけるところの空港特会法案におきましても、これらを重視した予算を組んでおられるわけであります。今後はより一そうその対策費を用というものは十分に組んで、そうちして地域住民に報いたい、かように考えております。

○木原委員 もう時間が過ぎてありますので、これでやめますけれども、いずれまた大臣とは別の委員会その他で御質問申し上げたいと思います。

頗るわくば、ひとつでくるだけ機会をつくって、農民諸君とひざをつき合わせて大臣の所見をお述べになる、あるいは直接農民諸君の言い分を聞いてやつていただきたいと思ひます。そのためには私どもができるだけの努力をいたしたいと思います。終わりります。

○菅委員長 次に、和田一郎君。

○和田(一)委員 運輸大臣に二、三お聞きいたしましたが、具体的なこまかいことは、また別に後日の委員会でお聞きいたします。

最初にお聞きすることは、いまだ大臣がおつしゃったように、巨人機それから超音速ジェット機、SSTですか、音速の二、三倍飛ぶというだけです。今度いたしました「時の動き」の中に「新東京国際空港の現状」、この中にもそういうことがよくうたつてあるわけですが、今度の成田の空港はSSTまではほとんど発着可能の設計であるかどうか、またそういうように対処されてつくったのか、それを大臣からまず伺いたいと思ひます。

○丸尾説明員 設計の問題でござりますので、私の方からお答えいたしますが、先生おつしやる所とおり、SSTが発着できる飛行場として計画をいたしております。

○和田(一)委員 私、個人的な友人でジェット機、それから航空界の専門の方に聞いたのですが、専門家の間の話では、成田空港はいわゆる内陸の空港であって、専門家からいふと、どうも納得できない。騒音またはいろいろ排気ガス等を考えて、海上に近いほうが理想的である。そういう点についてわれわれは納得しかねるという話を聞いたのです。その方の意見がいいか悪いかといふことは別問題にして、確かに私たちも考えまして、片一方は海のほうが何かにつけて都合がいいと思うのですが、どうしてあんな内陸を選ばれたか、大臣から伺いたいと思います。

○橋本国務大臣 問題は、技術的な問題でもあります、設計あるいは位置の選定の問題のようになりますから、航空局の関係者から答弁いたさせます。

○丸居説明員 先生のおっしゃるとおりに、やはり片方といわば両方とも海であれば、騒音対策上はまことに理想的なのでござりますが、御承知のとおり、羽田空港といふものもございまして、東京湾には管制の関係から、すぐ近くの海の中にそれをつくる場所がございませんので、いろいろ調査いたしました結果、現在の地點のあたりが管制上最も都合のいい場所として選ばれたわけでございます。

ただ、おっしゃいましたSSTの問題でござりますけれども、確かにSSTは超音速で飛ぶ飛行機でござりますけれども、それが超音速を出すときには、確かに相当の公害を下に与えることは間違いないのでございますが、その超音速を出しますのは、一万メートル以上の高空に上がったときにには、確かに相当の公害を下に与えることて、下のほうに行きますと、速力を落としまして、飛行場に着陸をいたしますので、下のほうに超音速としてのソニックブームとかいうようなものをまき散らすことは一応考えられないと考えております。

○和田(一)委員 資材輸送の問題ですけれども、いろいろ計画をいたしました。確かに現在の日

現在でさえも交通量が一ぱい一ぱいだ。そこへもつてきて新東京国際空港またはそれに関するいろいろな事業があるわけです。それが一べんにそこで仕事をするわけであります。それに対して国道はいいにしても、県道であるとか、市道であるとか、またはダンプカーが荷物を積んできて町道の細いところまで通つてくるようなことがあるわけですよ。そういうことで、これからひとつずつ臣としましても、建設省関係に対して前向きに、関係市町村に迷惑を与えないようにする。これは一番大きな悩みになつておりますので、ぜひそのようにしていただきたい、また努力していただきたいということを、大臣からお伺いいたしたい。

○橋本国務大臣　和田さんのおっしゃるようだに、これだけの膨大な施設をする場合には、資材運搬その他で相当の距離の住民の皆さんにまで迷惑をかけるわけであります。私のところにも、やはり鹿島から砂を運ぶとか、あるいは碎石を運ぶといふので、私の選挙区といいますか、私の郷里でも相当の迷惑をこうむつております。いまおっしゃつたように、その犯人といいますか、それを起こすのは、いわゆる成田飛行場関係ではありますけれども、国の全体の仕事としてやるのでありますからして、いま和田さんがおっしゃったように、そういうような障害に対しては、国全体の責任をもつて解決しなければなりませんので、おっしゃるように、県道あるいは市町村道に至るまで、建設大臣と近い機会に会いまして、それらの問題の個所個所について建設大臣が前向きで善処するよう十分の申し入れをするつもりであります。

○和田(一)委員　いまの大臣の御答弁で非常に安会でやりますけれども、現実になかなか建設省とやら、これから、ひとつといへんでしょうけれども、順番があるからとか、そこまで考えてちょっととかいうことがあるんですね。ですかね。ですかね。でも、順番があるからとか、そこまで考えてちょっととかいうことがあるんですね。ですかね。ですかね。

も、大臣も具体的な問題にもお話ををお通しになつて、新東京国際空港については、関係市町村には、交通事故も激増することありますから、そういうことは絶対に防止していく、ひとつその点はよろしくお願ひしたいのでござります。

それから、この間の立ち入り測量のときに、反対派の方のとりでといいますか、写真などを見ますと、竹やりなんがある。その中に小学校、中学校の子供たち、あるいは幼稚園の子供たちもこれはちよつと記憶ありませんけれども、そういうことについて大臣、どうお考えになりますか。

○橋本國務大臣 どういう考え方で小学校、幼稚園の幼い方々が中に参加したかよくわかりませんけれども、ただ気持ちとしては、親たちが反対しているというので、その問題の善悪是非は理解しないにしても、何かやはり親たちと行動を一緒にしたいという感情はあるだろうと思うのです。しかし、このようなことは、お互いで将来の第二の国民の前途を考えましても、好ましいものでもありませんので、もしそれが一つの戦術としてとられたなら、おそらく戦術としてとったんじゃないと思いますが、もし戦術としてとつたのであるならば、そのようなことは好ましくないことでありますからして、お互いで話せばわかる、同じ日本国民の中で問題は扱つておるのである。いろいろ利害に関する要求はありますよう。しかししながら、もちろんこれは限度もある。それで、おとな同士が話し合つてわかるなどありますから、そういううがんぜない少年、日本の将来を背負うべき青少年といいますか子供、青年なら別ですがれども、少年や幼女に至るまでがそういうものに参加することは、われわれ気持ちの上ではまことに忍びない気持ちがいたします。そういうことについては、今後とも十分にできるだけ直接にもあるいは間接にも話し合っていただきたい、かように考えております。

四

新聞記者等に発表されているわけなんです。そしてよいよそのときになつてから、確かに子供がはち巻きをしておりました。いま大臣は、そういうことはとにかく好ましくない、話せばわかるんだから、とおっしゃつたんだけれども、現実にもう子供たちは出てきてしまつた。しかも、突然じやなくて、その前にちゃんと反対派の方が発表しておられる。そういう面で、空港側としてもまた大臣のほうとしても、事前にそういうことについて真剣に取り組まなかつたのじやないか。そしてついで出てきたのじやないか。これはもう大きな社会問題だと思います。反対だけではないと思ひます。がんぜない、何にもわからない子供で。現実に起つてゐるんですね。ですから、その後の話になるかもわかりませんけれども、今回の起つてしまつた事件については、どうですか、手を打たれたことはござりますか。

○山口(鶴)委員 丸居飛行場部長さんおられますね。まず、資料をこの前お願いしておったのがあります。と思うのですが、一つは、成田と羽田の両国際空港の使用区分は一体どうなつておるのかといふことを、資料として提出をいたきたいとお願いをいたしておきました。二番目は騒音の問題であります。まして、ジャンボですね、ボーイング747型機、これの騒音と、従来就航しておりますジェット機との騒音の比較表、これもあわせて資料として要求しておきましたが、それはどうなつておりますか。

○菅委員長 いまの資料は配付中ですから、すぐ手元につくと思います。

○丸居飛行場部長 その点について、丸居飛行場部長。

○丸居説明員 この間申し上げましたように、原則として定期路線のうち、国際線については新東京国際空港、国内線については、現在の東京国際空港に発着させるという方針でございます。

それから、この間測定いたしました結果は、そこに出ておりますように、発着時期において、この測定地点1と書いてありますのは、うしろをめくつていただきますとわかりますように、船をこへ浮かべまして測定をした二キロメートルの地点でございまして、着陸時はジャンボが百三ホンに対しまして、ボーイングの707が百九ホン、ボーイングの727が九十七ホン、こういう結果でござります。それから一枚めくつていただきまして、離陸時でござりますけれども、これは測定地点が番号の3でございます。ちょうど滑走路のまつ先やはり二キロメートルの地点でございまして、ボーイングの747ジャンボが九十九ホンに対しまして、ボーイングの707が百九ホンでございました。

これらの荷物を調べてみますと、特に離陸時に影響があるわけですが、離陸時は二百六十二名とひうかなりたくさん的人が乗つておりましたので、大体こういうところが平均はあるいは平均の少し上ぐらいい状態で飛んでおるのではないか、こういうふうに考えられる状態でございます。

○山口(鶴)委員 騒音のほうは、これはまだ一回

密な調査をいたしまして、またあらためて委員会で議論するときがあると思いますから、この問題はしばらくおきましょう。さうは触れません。で、問題は、この成田空港と羽田空港との使用区分の問題であります。これを見ますと、先日当委員会でお答えをいたしましたように、国際線については成田、国内線については羽田ということのようであります。

そこで、私は、大臣にお尋ねしたいと思うのですが、羽田、現在の東京国際空港には MAC のチャーター機及びアメリカの軍用機、これが、名目はいろいろあります。燃料補給であるとかあるいは技術的な着陸であるとかいう名目でもつてしましばしば離着陸をしている。昭和四十二年におきましては四千五百十五回、昭和四十三年におきましては三千九百八回、それから昭和四十四年にかけては五千一百七十六回離着陸をいたしております。MAC のチャーター機は一体国内線でないのか、こう言えば、これは明らかに国際線であります。国内から羽田へ飛んでくるわけではありません。アメリカ本土ないしは沖縄、ベトナム、こういうところから来るわけでありますから、明らかに国際線である。

そういたしますと、かつて中曾根元運輸大臣は、軍事目的の使用は断固拒否いたしますと、こういきわめて明確を御答弁をされておるのであります。ところが、その後運輸大臣がかわります。しかし、現在羽田に離着陸していくので、原田運輸大臣になりますと、安保条約第六条にいう「施設及び区域」いわゆる軍事基地に使用することは絶対にありません、それはお断りをいたします。しかし、現在羽田に離着陸していくので、MAC のチャーター機なり米軍用機が、これは地位協定第五条によつてアメリカは権利があるわけですから、なるべく寄らぬようにお願いします。するけれども、しかし燃料補給であるとかチーター機についても、成田空港と羽田空港との使

時的事情のために離着陸するところとなりますが、なんだ、しかしなるべく回数を減らすようになります。こう言つておるわけです。できれば羽田を使つてもらいたいといふようなことを言うのであります。しかし、この使用区分からいえば、当然国際線に対しては成田といふことになれば、これは成田にありますことになる。現在の MAC のチャーター機、米軍用機が離着陸しているような状態で、当然成田に離着陸するというのは明らかではないのか。中曾根運輸大臣は明確に区分しておったと思うのです。軍事基地として使わない、こう言つたのじやないか。軍事目的には断固拒否する。こう言われたのです。原田運輸大臣の言ひ方では、これは軍事目的を断固拒否するというところはならぬわけです。

今回就任いたしました橋本運輸大臣は、幸い内閣におきましても大いに力を持つておるであります。また同じ茨城選出のかつての赤城防衛府長官は、六〇年安保の際に、自衛隊出動を当時の岸総理大臣から要請されましても、断固これを拒否する。こういつたきわめて気骨のある政治家なども聞いておるわけでござります。橋本運輸大臣も、かつて官房長官でありますときに、特に中国問題につきましては、前向きに努力するんだといふべきわめて進歩的な姿勢を示されて、大いに名官房長官としての名声を博されたといふことを聞いておるわけでございまして、たまたまそういうふたりっぱな運輸大臣が就任されました現在におきましては、せめて中曾根さんくらいの断固たる御決意は表明いただけるのではないだろうか、こう期待を申し上げてお尋ねをいたした次第であります。

○橋本国務大臣 ちよつとその前に、羽田が国内飛行場、それから成田が国際飛行場といふ区分の問題について、飛行場部長からはつきりした御答弁をいたさせます。

○丸橋説明員 いま資料でお配りしましたように、「原則として定期路線のうち、国際線については新東京国際空港、国内線については東京国際

空港において発着させるという方針である。」と述べておられます。ちょっとこれを補足説明させていただきますけれども、この中でいいます国際線といふのは、その前に書いてあります定期路線でございますので、定期路線は、必ず成田へ行くといふ原則のもとに運行してもらうようになるはずでございます。たゞ、その定期路線をそろじうようにするといふ方針がきまつておるといふことでござります。

それからM A C のチャーターフェリーのこととござりますけれども、これは先日政務次官がおつしやいましたときに、もよつと出ましたのですが、テクニカルランディングで着く場合には、必ずしも国際線といった場合の成田へ着けなければならぬということはないのじゃないかという気がいたします。

（根本国際大日）  
技術上の問題は確たるお答えはできませんが、たゞ、成田空港が国際空港で、羽田が国際空港でないといふ考え方には、運輸省は持つてないと思います。いま言つたように、定期路線はできるだけ成田空港で処理をしたい。しかし、これから国際航空線の定期線が現状でとどまればいいけれども、おそらくどんどん拡大していくんだろうと思うのです。そういう場合に、第一、第二期工事ができても、たして成田国際空港だけで間に合うかといえば、これは間に合わないのじやないのか。ただ、原則論としてとこういう意味で、定期航空は当分の間開拓を中心とする、こういうことであります、いま山口さんがおっしゃったように、はつきりと区分しておるものではない。ただ、原則論として、そういうことは言えると思います。

そこで、新東京国際空港といふのは、各歴代の大蔵及び航空局長が前々から答弁をいたしておりましたように、これは純民間飛行場として建設のであります。したがつて、いわゆる軍事目的のあるのは、もちろん戦闘用は当然ですが、そういうものに使う意思は全くない。ただ、こういうことをあり得るかもしません。突発的な技術的な事

情で、それが成田付近で、あるいはガソリンが切れるとかあるいは故障が起きたときには、そこにいわゆる非常用として臨時に着陸することを求めるような場合はあり得るかもしれません、が、これはまあ、いざれの場合においても、どこの場合においてもそういうことはあり得るのでありますから、その点を除きますれば、いわゆる成田空港はあくまで純民間飛行場としてわれわれは建設し、かつまた、定期航空路の基地でありますから、いろいろの意味において、スケジュールが乱れるということもこれは重大問題でありますから、したがつて、アメリカの軍用機が使う、あるいはそうした軍用のチャーター機が使うといふようなことは、われわれは毛頭考えておらない。もし必要があるならば、日米合同委員会においてもその点は明らかにしていただきたい、かように考えております。

○山口(鶴)委員 竹内政務次官おられますから、外務省にお尋ねしたいと思うのですが、地位協定の第五条ですね、「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本國の港又は飛行場に入出することができる。」こうなつております。この地位協定五条はアメリカの権利を規定しているのだろうと思ひますが、したがつて、成田空港に MAC のチャーター機及びアメリカの軍用機が、理由はいざれともあれ着陸したいと言つてきたときには、拒否はできませんね、そらでしよう。

○竹内(黎)政府委員 御指摘のように、地位協定第五条第一項によりまして、米軍機は施設区域以外の日本の空港にも出入する条約上の権利を認めまして、航空法の特例を定めた法律がございましております。

て、これによりますと、結局検疫もできないわけですね。それからまた、一たん M.A.C のチャーチー機なり米軍機が羽田におりる、その場合には、安保条約第六条にい「施設及び区域」に出ていくことも自由だ。それから今度は「施設及び区域」日本国内の沖縄から——われわれは沖縄は日本のものだと思っておりますが、施政権の現在及んでいない沖縄にこの羽田から行く、それから軍事目的のために戦闘作戦行動に沖縄から飛び立つということも、法律の条文からいければ当然あります。こうしたことになつてゐるわけでありますから、いま大臣が、軍事目的のために云々といふことを言られたのですが、佐藤内閣としてはほんとうに断固たる姿勢をもつてアメリカと交渉するなりいたしまして、いやしくも軍事目的のために成田空港は使わぬのだといふことにしなけれれば、これは地位協定の解釈からいえば、先ほど竹内さんがおっしゃつたとおりなんですから、この問題はきわめて政治的に重要な問題だと思うのです。そういう意味で、私は先ほどお尋ねをいたしましたわけでありますと、そうしますと、中曾根元運輸大臣が答弁されたように、軍事目的の使用は断固拒否するという態度でよろしいのだ、こういうことでじいわけですね。

○ 横本国務大臣 外務政務次官のお答えは、条約上の義務規定等について法的解釈をしたものと思ひます。したがつて、法律上いでえば、そういうような場合に法的解釈によらざるを得ませんが、しかしながら、実際上政治の運営というものは、必ずしも法律一点ばかりで一方的な権利が主張できません。したがつて、条約上でもうけらえは、もちろんどこでもおりられる、どことでも使える、こういうものの、それらの条約の目的といふものは、やはり日米相互の安全を保障する、すなわち、国民感情を害しない、こういうところに一つの目的があるわけでござります。であ

りりますから、法律上の権利があるから何をかまわぬくつていいものだ、条約上の権利があるから廣義の自衛力に対し影響がある場合には、当然これに類似した問題については、日本側は常にこれを申し入れて、そして日本側の意向に従つて処置した例はたくさんあるわけであります。

こういう意味からいっても、条約上についての権利、義務は別といたしまして、わが日本が成田国際空港をつくつたゆえんのものは、いわゆるこなから激増するところの国際定期航空路として使つ。したがつて、ある程度過密的ダイヤのもとに使うのでありますから、いわゆるそれをくずされようなことがあれば、それは日本の国際航空行政の上において支障を来たすのでありますから、そういう意味において、このよなな問題がもし相手側から申し出があつた場合には、その事情を十分説明して遠慮してもらひ、そういうことによつて、いわゆる軍事目的には使わないという方針には変わりはありません。

○山口(鶴)委員 原田前運輸大臣の答弁から見るに、ずっと歯切れがよくて、たいへん感服をしながら拝聴いたしておりました。中曾根元運輸大臣と同様の御答弁でありますて、その点はたいへん意を強ういたします。ただ気になるのは、大臣がそう言われたから心配ないと思うのですけれども、過日当委員会に山村政務次官が参りまして、ある程度遠慮してもらひ、しぶるよう努力をするというような言い方をいたしました。大臣のただいまの、軍事目的には使わない、こういう明確な御答弁と非常に違つたニュアンスを持つた御答弁をされたわけです。

そういう心配をいたしますのは、現に羽田においても、過日当委員会に山村政務次官が参りまして、ある程度遠慮してもらひ、しぶるよう努力をするといながら、とにかく昭和四十二年は四千五百

十四回も離着陸しておる。そんなに緊急やむを得ざる場合がしばしば起きるなどということは考えられぬわけです。四十三年も三千九百回以上も離着陸をしておる。四十四年においても二千二百七十六回も離着陸をしておる。こういう状況、しかも丸居飛行場部長の過日の答弁によりますと、何かほんとうは横田におりてもいいのだけれども、どうも羽田におりたほうが都心に近い、遊びに行くのに便利だからというので、あるいは回数が多いような、そういう御発言もされておるわけです。成田は速いからいだろうということになるのでありますか、今度は新幹線もできるわけでありますから、そうなると、近くなるということともいえますけれどあります。それで、要は、羽田と同じようをなす数でどんどん離着陸をする。しかも、その理由たるや技術的着陸、燃料補給という万やむを得ない不時の場合は、羽田のようなこういう離着陸はあり得ないので、一年に一べんくらい燃料補給のためにおりたということであるならば、私もそんなに大きき声で文句を言おうとは思いません。數十回もの場合は、羽田のようなこういう離着陸はあり得ないので、一年に一べんくらい燃料補給のために得ないとと思うのです。こういうような使用的のしかたではないかと思うのです。したがつて、成田たのではないかと思うのです。ただいまの大臣の明確な御答弁によれば、あり得ぬと私は思うのです。さうように確信をしてよろしくござりますか。

○山口(鶴)委員 これで終わりますが、秋田自治大臣もそばで聞いておられたわけです。秋田自治大臣も佐藤内閣の閣僚のお一人であり、しかも、一九七〇年は内政の年であるという佐藤総理の御発言の際に自治大臣に就任された方でありますし、しかも、当委員会のあそこには名政治家とうたわれた秋田清衆議院議長の額も飾つてある。そういうところでこういう議論もあつたわけでありますから、ここに有力閣僚お二人おられるわけでありますまして、そういう意味で、中曾根元運輸大臣と同じように、軍事目的には使わない、断固拒否する、こういう趣旨の御答弁があり、それが大きな目で見た日米両関係をよくしていく道なんだ、こういう大所高所に立つた御發言がございましたので、この点了承いたします。

今後、願わくば、そういう御發言があつたあとに、また運輸大臣がかわって、原田前運輸大臣のように答弁が後退し、羽田と同じようにな成田にMAOのチャーター機、米軍機が離着陸するという事態が起きないことを心から祈念すると同時に、強く要請をいたしまして、質問を終わつておきたいと思います。

で、私は、この地方行政委員会の使命というものは非常に大きい、こういうふうに思うのでござりますが、私が国会へ出てきまして感じますことは、何か大都市というものは非常に疎外されておるのではないかという気がいたすわけでござります。最近見ておりますと、四十六あります都道府県の中で、不交付団体はたったの四つ、指定都市は三十九年から全部交付団体になり下がっております。その他の都市を見てみましても、財源超過団体というのが八十から九十年ありましたのが、昭和四十三年には七十に減ってきておりますし、十四年には四十に減ってきております。都市の九三%が財源不足で非常な悩みを持つておるということございます。

私は、実は大都市出身者でございまして、こちらの砂田先生も神戸市の出身として指定都市問題でいろいろと仕事をしていらっしゃるわけでございますが、私は大阪府、市の例をとりまして表にしてみました。そうしましたら、大阪市の予算額、昨年度は五千四百七十一億、大阪府のほうが三千七百三十二億ございました。そして大阪市の仕事を比べてみると、子供が生まれると同時に戸籍、登録、それから印鑑、それから選挙は市役所、それから子供が大きくなると今度は小中学校の設置や運営の問題が起こる、これは御承知のとおりでございますが、それから今度は生活保護、児童福祉、老人福祉、心身障害者福祉、これも市の仕事でございます。それから国民健康保険、それから市民の医療と公衆衛生の問題、それから水の問題、今度は救急活動の消防、そして家を建てるときの確認、違反建築の取り締まり、これも市で導、これだけ大阪市がやつております。今度は府の仕事はどうかというと、大学、高校、これは市

心身障害者対策、それと病院、それから府がやつておるのは警察。非常に大きな差があるので、その市内から上がります税金の七三%が国税でございまして、あと一六%が府のほうに府税として上がる。わずかに一%が大都市の財源である。シャウブ税制以来、国のほうでは非常にいろいろと制度が改革をされてきましたが、大都市のほうでは全くシャウブ税制以来そのままという現況でございます。

そこで大臣、一九七〇年代を迎えるにあたりまして、どういうふうにこれから都市問題、そういうのを考えていらっしゃるか、まずその辺からお伺いしてみたいと思います。

○秋田国務大臣 一九七〇年代は、まさに内政充実の年代であるべきであると考えております。そこで、地方行政の基本の運用にあたりましても、この点をしっかりと自覚いたしまして、地方の行政水準の向上に施策のポイントを合わせていただきたいと考えております。すなわち、国土全体にわたりまして、均衡のとれ、かつ豊かな地域をつくり上げていかなければならぬ。国、地方自治団体の中でも、都道府県、市町村、おののおの所得を得た形とその行政事務と、これに見合う財源の合理的な配分ということを十分考えましてまいらなければならぬと思します。そうして過密・過疎の問題、公害あるいは交通問題の処理に当たらなければならぬことも申すまでもないのです。

そこで、ただいま中山先生からお話しの大都市の問題であります。大都市の問題については、過密問題として人口の急激な集中があり、また産業施設等の過度な集中もありました。これに対処しまして財源配分をいたすことは当然であります。大都市における財源の充実に関しては、さきに自動車取得税の創設をはかり、近くまた本年度におきましては、法人税の増徴に関連いたしまして、法人税割りの配分につきましては、道府県及び市町村との関係に着目いたしまして、この増加の割合を市町村に傾斜配分をするという措置をとり

ました。これなどに微しましても、政府の考えるところ、意のあるところをひとつおみ取りを願いたいと思うのでござります。

なお、この税の問題につきましては、国と地方団体との事務分配、あるいは同じ地方団体におきましても、都道府県及び市町村間の合理的な事務分配、並びにこれに見合うべき税の合理的な配分ということにつきましては、さらにさらに検討をすべきものがあろうと思ひますので、その点を検討しつつ、現状に対処しつつ、また将来を展望して誤りなきを期してまいりたい、こう考えております。

○中山(正)委員 いろいろとそのときそのときの手直しと申しますか、それが行なわれてあることは、私も理解をいたしておりますのでございますが、非常に長い間それがながりにされてまいりました。また、大臣よく広域市町村圏の問題をおっしゃるわけでござりますが、大阪の場合はある地域——これは大阪という例をとりましてまことに恐縮なんでございますが、指定都市ほとんどで川一つ越えたらほかの市、道路行政にしても何をしても一体化ができない。水道の料金が川一つ隔て、道一つ隔てたら三倍くらいになつて、飲んでいる。それでは私は政治じやんじやないかと思う。農村地帯の広域市町村計画といふのも大切ではございましょうが、大都市周辺の再編成、たとえば今度の東京都のあの給与の改定は六月からというのですが、しかし、実態は超過勤務手当というような形で、実体のないものをみんなの頭の上に振りまいたといふことでござりますが、私は、東京都にしましても、ワシントンDCのように、他の政治の影響を受けないよう、東京都は政府の直轄にして、財源の不足分は国で見るというくらいの、抜本的な地方制度の改革といふのがあっていいんじやないかというふうに考えておるわけでござります。琵琶湖の水資源の問題にいたしましても、あの水資源のことでの予算がついて喜ぶはずが、今度は予算がついて何か逆にもめてみたりするような状態を見つめましたら、私は琵琶湖や富士山は日本のものだといふ気がしてならないのです。ですから、近畿の話が出てきますが、大阪湾を一つにするところは一つ、伊勢湾を一つにするところは一つにまとめ、近畿は三つくらいにまとめて明石から堺市くらいまで、自分のふるさとでござりますが、一つの大きな市にして——

長が悪いんだと思つております。私が市会議員を

しておりますときには、万博を機会に吹田市と合併しろと、看板まで立てまくりました。その提案をいたしましたのですが、市長が言うことを聞かなかつた。そういうこともあって万博でくやし涙にくれたという話を聞きましたので、私も市長に、それ見てごらんなさいといつて、この間政府主催のパーティのときにちよつといやみを言いました。

そんなことは別にしましても、あの狭いところで川一つ越えたらほかの市、道路行政にしても何をしても一体化ができない。水道の料金が川一つ隔て、道一つ隔てたら三倍くらいになつて、飲んでいる。それでは私は政治じやんじやないかと思う。農村地帯の広域市町村計画といふのも大切ではございましょうが、大都市周辺の再編成、たとえば今度の東京都のあの給与の改定は六月からというのですが、しかし、実態は超過勤務手当というような形で、実体のないものをみんなの頭の上に振りまいたといふことでござりますが、私は、東京都にしましても、ワシントンDCのように、他の政治の影響を受けないよう、東京都は政府の直轄にして、財源の不足分は国で見るというくらいの、抜本的な地方制度の改革といふのがあっていいんじやないかというふうに考えておるわけでござります。琵琶湖の水資源の問題にいたしましても、あの水資源のことでの予算がついて喜ぶはずが、今度は予算がついて何か逆にもめてみたりするような状態を見つめましたら、私は琵琶湖や富士山は日本のものだといふ気がしてならないのです。ですから、近畿の話が出てきますが、なぜできないのだろうか。本年の了解事項であります本来地方の固有財源である地方交付税の年度間調整及び地方交付税の特別会計直接繰り入れについての大蔵の御所見を、もう一度承つておきたいと思います。

自分の意見を持つておるわけでござります。しかし、そういうことは別にいたしまして、最近見不統一といふことと大げさなようでござりますが、

大臣との覚書きの中で、ことしは特例措置を続行するといふことにきましたようでござりますが、が、あの覚書きの中に「当分の間」ということばがあります。あの「当分の間」ということはども、あの当時の両省間ににおける了解をいたしました。では、国と地方の事務の配分あるいはこれに伴う税財源の配分というような制度の基本的な改革となるいふ意味にとれるわけでござりますけれども、この見地から交渉をいたし、かつ特例直入の制度につきましては、まず何よりも先にこの制度の確立をいたしました際に、われわれといつしましては、このあるべきことを主張したのでござりますが、議が合わないので、御承認のようを措置をとつたわけでございます。その際、この問題につきましては、さらに大蔵、自治両省間においてよく話し合はれました。そこで、この問題につきましては、日本会議場で申し上げましたとおり、今後この点につけては大蔵大臣とくと話し合つてみたい、また話し合う約束になつておるわけでござります。

○中山(正)委員 きょうの大蔵大臣の御答弁にもありましたが、一般会計で一べん握るといふことは、別に大蔵大臣にさからうわけじやございませんが、私は地方自治の本旨にもとるのじやないが、私は中央が一べん地方に入るべき金を握るとか。何か中央が一べん地方に入るべき金を握るとか。なぜできないのだろうか。本年の了解事項であります本来地方の固有財源である地方交付税の年度間調整及び地方交付税の特別会計直接繰り入れについての大蔵の御所見を、もう一度承つておきたいと思います。

○秋田國務大臣 いわゆる地方交付税は、国の税収からのものではござりますけれども、地方財政の固有の財源であると私も考えております。したがいまして、これに関する思想を明確に制度上にあらわすならば、いわゆる特例直入の制度、国税三税の三二%は直接これが関係の特別会計に入れらるべきものだ。その上で年度間調整といふことになるならば、地方財政の自主的な見地におきましては、大蔵省のほうから一部地方債の元利補償の地方交付税の振りかえとか、それから公共事業の補助率の変更とかいうような話があつたり、

近、きょうの大蔵大臣と秋田大臣との何か閣内意見不統一といふことと大げさなようでござりますが、ちょっとお答えのニュアンスが違うような気がいります。大蔵省のほうから一部地方債の元利補償の地方交付税の振りかえとか、それから公共事

業の補助率の変更とかいうような話があつたり、心得ております。

そこで、四十五年度の予算編成にあたりましては、まず何よりも先にこの制度の確立をいたしました際に、われわれといつしましては、このあるべきことを主張したのでござりますが、議が合わないので、御承認のようを措置をとつたわけでございます。その際、この問題につきましては、さらに大蔵、自治両省間においてよく話し合はれました。そこで、この問題につきましては、日本会議場で申し上げましたとおり、今後この点につけては大蔵大臣とくと話し合つてみたい、また話し合う約束になつておるわけでござります。

○中山(正)委員 本年度の予算折衝の際には、自治大臣が一番苦労されたのじやないかといふ気がしてなりません。何とか私どもも大いにひとつ、新参でなまいかな話でござりますが、バクアップをして、いろいろとこれからほんとうの地方自治の本旨にもとらないような行政をしていくお手伝いをしたい、かような意欲に燃えておるわけでござりますが、それにいたしまして、先ほどの都道府県と市町村、特に指定都市との関係で、都道府県のほうは、一般財源それから地方税がふえた傾向になつておりますが、市町村特に指定都市の場合は、一般財源、地方税が減つてしまつて、

付税では指定都市六つ合わせますと、四十二度で百八十三億、四十三年度になりますと二百四十五億、四十四年度になりますと三百九十九億と

いうものすごい交付税の伸びがありますが、税の

伸び悩みを地方交付税で補つていいのじやないかという気持ちがしてならないのですが、自治省の姿勢それから考え方、それから一般財源全体と

して保障が都道府県よりかなり薄い理由をひとつ聞かしていただきたい。この都市の税源の減衰傾向それから弱体化傾向といふのはまだ続いていくのじやないかと思いますが、その見通しもついてひとつ伺わしていただきたいと思います。

○長野政府委員 指定都市におきます交付税の伸び、交付税以外の一般地方税収入の総体的な伸び悩みといふ御指摘ござりますが、地方交付税におきましては、大臣がお答え申し上げましたように、最近の都市における過密の問題、そうしてそれに對応いたしました都市的施設の充実整備といふことは、大都市を中心にして非常に問題が山積をしておるわけです。そういうことからいたしまして、交付税が伸びますのは、一般的にはたとえば府県分におきましては四十三年度と四十四年度とを対比いたしましても、基準財政需要額の伸びというものは大体一八・五%ぐらいでございますが、六大城市は二四・八%ぐらい伸びております。これはそういう意味の財源措置の増加も反映いたしておると私も思っております。

しかし、それでもかわらず、まだ財源措置として不十分じやないかという御指摘がございまして。そういう観点から、もつともつとそういう財源措置を講じていくべきだという御趣旨は、私ども基本的には全く賛成でございまして、今後ともそういう意味での都市財源の充実につとめてまいりたい。特にそういうことで、大臣が先ほど申されましたように、最近そういう目的を持つて財源を都市に回すといいますか、充実するという方向をとっておりますが、大臣が先ほど申されました以外にも、たとえば来年度におきましては、交通対策といつしまして地下鉄の関係における助成、改善の措置等も、そういう意味では大都市特有の問題として、大都市の必要な交通事業の整備といふ点で非常な改善が行なわれ、またそれに伴いまして、財源対策にもある程度寄与したといふう

にも思つておりますけれども、今後ともそういう方向で進めてまいりたいと思います。

○中山(正)委員 ありがたいおとばをいただいたのですが、基準財政需要額に算入されていないものもあるんじやないか。単独道路事業費とか、公共事業の都市計画道路事業費、それらの地方負担額についても、全額が基準財政需要額に算入されていません。四十四年度なんかは二分の一ぐらいだったと思うのです。

それから地下鉄の問題も、いま局長さんのほうから出していただきたのですが、百十五キロの市電、千六百億円の値打ちのある市電を廃止して、そして六十五キロの地下鉄をつくる。市電が走つていたあの軌道敷地内といふのは全く大阪市の交通局の財産で、私は国が買ひ上げてやつたついでございましたから、組合との関係もあって少し乗つている人では運転している人が一番月給が高い。それが以上給料のいい人になると、そのすぐそばを自家用車に乗つて走つていて。初め革新市政でございましたから、組合との関係もあって少し甘やかし過ぎていてなんじやないかという気持ちがわかれわれはするわけでござりますけれども、それは別にいたしまして、市長の問題ではないし、市民のためを思いますと何とか――二五%今度補助金をもららうことになりましたが、大阪市の一一般会計の負担額を全額交付税で見てやるようなお気持ちは将来ないだろかどうだろかということを、一へんお伺いを――ちょうど話を出してくださいましたので、ひとつそれに乗つてお聞きしたいと思います。

○長野政府委員 確かに建設費の関係におきましては、阪神尼崎から入ってくる煙のために、子供のぜんそくの罹病率が全国平均の五十倍といふようなどころがある。ですから、そういうところにそれを買ひ上げてやる。あと二十年もしたら、仙台から広島まで、東海道メガロポリスといつて、日本の人口の八〇%が集まるだろうといわれます。東京の場合は、下屋敷、上屋敷、大

ざいます。その場合に、お話をございましたように、市の負担分の二五%，これをどうするかといふ問題が起るわけでございます。これは、この次に御審議をお願いすることになると思いますが、今までの四十五年度の地方財政計画に基づきまして、交付税法の改正法案を提案いたします。この場合に、その二五%分に対応いたしますところの需要ができる限り高く算定をいたしたいといふことでございまして、いまのところ大体八〇%程度はその中で見ることにいたしましたが、今までほどとんど一番高い率を使いまして需要に算入いたしたいというふうに考えております。

○中山(正)委員 大阪の市会では野党でございましたので、まだちょっと野党氣分が残つておりますけれども、それで、いささか御迷惑をかける面があるかと思いまます。が、そういうことで、二五%の補助をいたしましたとしても、実質は一九・一%ぐらいしかない。実質で考えてしませんと、中央でそういう意識がありましたら、都市の行政担当者はますます困つていくのじやないかという気持ちがたしてしまいます。

時間がございませんので、よけいなことを言つておりますとあれでございますが、今度の中ござりますが、これなんかも農地の買ひ上げばかりでなく、公害――また大阪の話が出て恐縮ながらりでなした、公害――また大阪の話が出て恐縮なんですが、西淀川区といふところに至つては、隣の県の尼崎から入つてくる煙のために、子供のぜんそくの罹病率が全国平均の五十倍といふようなどころがある。ですから、そういうところにそれを買ひ上げてやる。あと二十年もしたら、

うどさいますが、大阪の場合には、淀川の堆積平野、そこへ蔵屋敷が建つて、町人が少し大きな庭をつくるとお取りつぶしにあり。そのため富豪でも家の中に小さな庭をつくつて、いたというおいらの関係があると思います。

これだけ伺いまして、もう質問をやめなければならぬ時間になつてしまいましたが、そういう意味で、先行投資の資金を都市にも重点的に配分をしていただき、それとともに、先ほどから申しております交付税もひとつそういう人口集中地域に對して重点的に配付していただきわけにいかないだろかと、お願いも込めてお伺いをして、私どもますます交付税もひとつの人口集中地域の質問を終わらしていただきたいと思います。

○長野政府委員 まあお話を御趣旨はよくわかります。大都市及びその周辺の人口急増地域のいろいろな問題は、確かに御指摘のとおり山積をしておりますが、そういうことで、二五%の補助をいたしました他の措置につきましても、充実を期していくと、いうことが今後とも私どもに課せられた課題だらうと思つております。

先ほど具体的のお話を公園緑地といふ話でございましたが、これは都市計画事業の中で、公園緑地の整備といふことは当然重要な事業の一つになつておりますから、そういう意味で、そういう地帯を公園緑地として必要なところを整備すると、いうものが目的ではございませんので、すべてございますから、土地開発基金の運用として、公園用地の先行取得といふことが必要なわけでござりますから、都市計画事業、都市開発事業等に關連をいたしまして、そういう必要な用地の先行取得として土地開発基金を運用されるといふことは、その目的に全く合致しているわけでございまます。しかし、どういう事業についてそれを充当するか、活用するかは、これはもっぱら都市の自主的な判断でおやりになつていただくことだというふうに思います。

○中山(正)委員 それではどうもありがとうございます。

いました。

○山本(弥)委員 山本弥之助君。

議で質問を申し上げたのですが、私は特別会計の繰り入れにつきまして、今度は覚え書きの項になつてないわけですが、話し合がされた、そういう条文が入つたということは非常に前進であつたというふうに実は喜んでおりまして、質問の際は、だめ押しをしたい、かように考えておつたのですが、どうも大蔵大臣の御答弁によりますと、相当きびしい感じを受けたのですが、その辺の、今回は覚え書きではないわけありますけれども、あのただし書きが入つたといふことは、今後の地方財政にとりましても非常に好ましい姿だ、かよう考えております。何かその辺の経緯、前進したのかどうかといふことにつきまして、一言だけ御答弁を願えれば……。

○秋田国務大臣 今度は覚え書きはつくております。しかし、お示しの問題については、大蔵、自治両省で話し合いをしようということをかたく約束をいたしております。国会でも終わりましたら、私のほうから話を持ち出す、向こうさんも応ずると思います。きょうはいさか大蔵大臣も応じることはないものでありますから、その点は大蔵大臣も十分了解をしております。

○山本(弥)委員 予算編成期になるまぎわになりませんうちに、できるだけ早く相互に話し合いをしていただきまして、早期に確定をしておいて、

ただきたい。三年越しの貸し借りでありまして、これだといつどういうふうに逆転といいますか、

そういうことになる心配もありますので、せつかくいただし書きが入つたわけですから、

それから、今回の交付税の改正であります、給与費の改定に三百三十一億でございましたが、これは先般の六十二国会のときと比べますと二百

億を借りたといふことになつておりますけれども、相當増額になつておるわけですが、そういう

点はどうでございましょうか。

○長野政府委員 今度の三百三十一億円は給与改定分だけでは実はございませんで、調整戻しの分も入っております。この前の臨時国会で地方交付税法の一部改正をお願いいたしまして、給与の財源措置として二百億円借り入れるという事になりました。この場合は、あの法律にただし書きがございまして、ただし、その間に、後に補正予算等で交付税を増額します場合には、その増額の範囲での二百億円の借り入れというのはだんだん消滅していくような規定が実は入れてあつたわけでございます。給与改定分といたしましては、その交付税の需要として見込みました結果は、いろいろ数字を整理いたしまして正確に数值をはじき出しました結果は、二百三十三億といふことに相なつております。そこで、そのほかにいわゆる調整戻し九十八億円を加えまして、三百三十一億といふことに相なつてあるのでございます。

○山本(弥)委員 そういたしますと、この前の交付団体三百七十億だったか、それに対して節約が五十億、法人税の伸び百二十億といふうな計算を一応いたしましたのでござりますが、この前の交付団体三百七十億といふうな総額は、これでよかつたわけでござりますか。

○横手説明員 お答えいたします。

昨年末に見込みました際には、法人税の増加見込みを百二十億円、こう見ておつたわけでございまます。

が、実際に計算しました結果二十数億円下回りますが、実際に計算しました結果二十数億円下回りますが、かような結果になつてしまつております。

のほか多少誤算等の措置を数億円行なつておりますが、そうしたかげんで当初の見込みより三十三億円だけふえてまいつております。

○山本(弥)委員 次に二百八十二億の土地開発基金への措置なんですか、これは府県だけなわけですか。

○山本(弥)委員 もし土地開発基金で配分すると

いうことになりますれば、どうして市町村のほうにも配分なさらなかつたのですか。

○秋田国務大臣 事務的な理由によるものでござります。詳細は事務当局からお答えさせます。

○横手説明員 道府県分のみを今回増額算入する措置を講ずるということに考えております。これでは実は補正予算の成立並びにためいま御審議をわざらわしております改正法案、この成立を待ちまして、地方団体につきまして再算定の事務をせざり得ないわけでございます。そうした関係で、事務的に申しまして、本年度内は道府県のみにさしていただいたわけでございます。なお、本年度追加措置を講じました土地開発基金に当たりますものは、明年度の道府県分の基準財政需要額に算入措置を講じたらどうかといふうな考え方もあるわけですが、そうしたことでもございまして、今は道府県だけに限る、こういふ措置をとつておられます。

なお、市町村につきましては、別途御提案中の明年度交付税法の改正案でござりますが、こちらのほうで土地開発基金費の算入措置を講じておる次第でござります。

○山本(弥)委員 お話しのようだ、四十五年度の交付税を見ますと、府県のほうを落としまして、市町村だけ四十五年度に限るということで、やはり附則のほうに入つておるので、土地開発基金についてはどういうふうなお考までございましょうか。

四十五年度でもうこれを打ち切りにするというふうなお考までござうか。

○長野政府委員 二百八十二億を今度府県に分配するということにいたしましたのは、交付税課長が先ほど申し上げましたとおり、ある点では技術的な必要もござります。そういうことで、少なくともことし府県に早く交付したいといふかつこうでありますから、来年度におきましては、市町村にこれを交付するということにいたしまして、来年度に早く配分するということだけござりますから

、ことし、来年を通じて考えますと、府県、市

町村にそれぞれ土地開発基金費を算入いたしまして、配分するといふ結果になるわけであります。

ですが、私どもといたしましては、この需要は非常に高いわけでございます。また公共用地の先行取得というものは、やはり事業を実施いたしますためには、どうしても必要なことでございます。

なお来年度で終わるといふことと同じくして、いま少しその基金の充実につとめていくべきではないか、このように思つております。

○山本(弥)委員 そうしますと、四十五年度のほうは、本年度に限るとして、市町村のほうに配分するということになつておるわけですが、四十六年度以降ある期間交付をするといふうなお考えになつておるわけですね。このことは、この前の附帯決議にも、土地取得資金についてはある程度まで長期にわたつて配慮すべきであるといふ決議も出でるわけであります。私どもも、範囲を拡大いたしまして交付をしていくといふことにつけては――ひもつきといふことにつきましては、すでにこの前特定財源としてではなく、他のほうに使つて差しつかえないといふお話をありました。しかし、当該府県はそういうことはないと思いまして、長期間にわたつて配慮すべきであるといふ決議も出でるわけであります。私どもも、範囲を拡大いたしまして交付をしていくといふことにつけては――ひもつきといふことにつきましては、すが、市町村におきましては、必要な経費の配分については、できるだけ基金に積み立てるといふ趨勢にはあろうかと思います。できるだけ範囲を拡大願いたいといふふうに考えております。

それから、私ども御指導願いたいと思いますのは、年度間にまたがりまして交付税の貸し借りといふことがずっと行なわれてきておるわけですが、土地開発基金も昨年はやはり四十四年度に限るといふことになつて、府県、市町村といふふうが、土地開発基金を改正する。どうも年度にまたがつて、ことしの分は府県に措置をし、来年は府県は必要ないのだ、市町村だけに配分するんだといふふうに、またこの附則を改正する。そういうふうになりますと、四十六年度はまた府県が上がつてくるといふ姿になるのか、あるいは別な姿で出てくるのかといふことになるわけであります

す。どうもこういのうのは適当でない。年度間で適当に上げたり下げたりして、重要な一つの方針として簡単に打ち出してしまって、配分する。適当に、予算といふか交付税の総額の関係で、本年は府県、来年は市町村だけだといふうな、本年度補正予算で配分が来たので、ことしは来年度を先に見越して府県に配分するのだ、こういふような配分のしかたは、違法でないまでも、どうも適当なことはない。やはり一貫したことで——毎年そういうことを続けていかれるということであれば、市によりましては、必要なところも相当出てくるのではないかといふうに考えられますので、拡大するなら拡大していく、そして両年度にまたがるような操作はどうも適当ではないようを感じを受けるわけであります。その点の御所見はいかがございましょう。

○長野政府委員 ことしの補正予算におきまし

て、九百九十五億円交付税が増額になつたといふ結果になつたわけでございます。この中で、本年

度どうしても必要な経費、つまり先ほどお話をど

ざいました給与改定とか、調整減額を戻す関係を除きましては、通常でござりますと、もう年度末

でござりますし、全額来年度に繰り越すこととも考

えられたわけでござります。そうでありますれ

ば、来年度におきまして、市町村に対しましては

土地開発基金の範囲を拡大いたしたいと考えてお

りますが、そういうことで交付するといふことに相なつたと思います。しかし、土地に対する手当でといふものは、なるべく早く実行に移して先行

取得をいたしましたほうが、段取りも非常に早く

できますし、土地の確保ということにつけて有利でもござりますから、そういう意味で、府県に

つきましては、その配分を土地開発基金費として

配分することは、年度末でございましても可能で

ございます。措置もできるわけでござりますか

ら、そういう意味で、本年度は土地開発基金が府

県分として増額交付をする、こういふことにいたしましたのでござります。

兩年度にわたるといふのはどうかといふ御指摘

す。どうもこういのうのは適当でない。年度間で適当に上げたり下げたりして、重要な一つの方針として簡単に打ち出してしまって、配分する。適当に見越して府県に配分するのだ、こういふような配分のしかたは、違法でないまでも、どうも適当なことはない。やはり一貫したことで——毎年そういうことを続けていかれるということであれば、市によりましては、必要なところも相当出てくるのではないかといふうに考えられますので、拡大するなら拡大していく、そして両年度にまたがるような操作はどうも適当ではないようを感じを受けるわけであります。その点の御所見はいかがございましょう。

○長野政府委員 ことしも特交で超過課税の配分

といふことはおやりになります。もしもや

りになるとするならば、超過課税をしております

市町村の数がどのくらいか。この前もお聞きした

わけですが、もとの数字と減少した数字

と、さらに減少する可能性のある数字をお聞かせを願いたい。

○森岡説明員 四十四年度の個人分の市町村民税

の超過課税の市町村数でございますが、概数であ

りますので、恐縮でござりますけれども、約一千

市町村ございます。そのうち約五百三十四市町村

が四十四年度で超過課税の解消あるいは緩和を行

なつております。これらを合わせまして減税額三

十七億円程度であります。特別交付税におきまし

ては、御案内のように、その超過課税解消額の二

分の一の額を財源補てんいたします。これは三年

間続けたい、こういふうに私どもとしては考

えておるのであります。

○山口(鶴)委員 今年度募集するわけですね。

○清水説明員 具体的に申しますと、かりに三月

三十一日までに予算と法律を上げていただけれ

ば、四月早々にも募集開始をしたい、こういふ手

はずでござります。

それから四十五年度予算におきましては、教職

員の人件費、研究費と合わせて約八千万をお願い

いたしております。

○山口(鶴)委員 私の群馬県にも、群馬大学の医

学部がありますが、相当広大な敷地と相当広い建

物が必要であります。当然、付属の病院も必要で

あります。こういった用地の購入、それから建物

の建設費並びに秋田にあります県立中央病院を大

学の付属病院に移管をする予定だそうであります

が、その内容、設備等の予算、こういふのは一体

どうなっておりますか。

○清水説明員 ただいまの点でござりますが、用

地につきましては、設置基準等の関係がございま

して、約五万坪、十六万若干平米でござります

が、これを医学部用地として用意をしなければな

らぬ、こういふことがござります。これにつきま

しては、実はこの医学部設置問題をめぐりまし

て、地元からできるだけの便宜を供与したい、こ

うい申出がございまして、今まで先行買収を

すでに秋田県で用地につきましては、お願ひをい

たしまして、整備が進められておる、こういふ段

階でござります。

それから建物につきましては、御承知のとお

り、医学部は六年でございまして、最初の二年が

進学課程、まあ一般教育でござります。当分の

間、その一般教育の分につきましては、鉱山学部

の建物を若干改修いたしまして、それを使つてま

いる。専門課程並びに実習が始まりますまでに、

専門課程の建物をお願いしたり、こういふ段取りでござります。

なお、その具体的な金額等につきましては、毎

年毎年次的に大蔵当局と相談をしてまいりた

い、こういふわけでござります。

それから、県立中央病院の関係でござります

が、実は大学設置基準あるいは審議会の審査申

合会によりまして、できれば医学部開設時に付

属病院も全部整つておるのが原則でござります。

ただし、国立等におきまして、必ず措置がされ

るというような場合には、第五年次まで、臨床実習

が始まります年度までに病院が整備されればよ

い、こういふ審査基準がございまして、それまで

整備する間、ただいまのところは、秋田県立中央

病院を付属病院のかわりとして使わしていくだ

けども、こういふことで設置審議会等の了解を得た、

こういふことでござります。

なお、いまお話をございました県立中央病院移

管というお話をございますが、そういう移管をし

たらどうだろうかといふ話は確かに出ておりま

すが、最終的にまだ決定をいたしておるわけではございません。

○山口(鶴)委員 清水さん、こんなことは聞こ

でないと思いますが、地方財政法第十二条

でもないと思うのですが、地方財政法第十二条

「地方公共団体が処理する権限を有しない事務に

要する経費」「国は、地方公共団体に対し、そ

の経費を負担させるような措置をしてはならない。」

こういふのがありますね。この中に「国の機関の

設置、維持及び運営に要する経費」「国の教育施

設及び研究施設に要する経費」こうあります。

したがって、国立秋田大学医学部なんでしょうか

ら、地方財政法十二条をすなおに読めば、当然そ

の五万坪の土地が必要である。これから建物は逐

次やつていく、付属病院の設備も充実をしてい

く、こういふお話のようですが、これは県

が一たん、さつきお話をありました土地開発基

金のところで先行取得をして、あと国が全部買

取る、こういふのなら話はわかりますけれども、

○山本(弥)委員 いま申しましたのは、四十四年度

で、四十一年度の当初予算で標準緩和、もしく

は解消したところに配分をする、こういふことでござりますね。

○山本(鶴)委員 そうしますと、今度配分すると

きて、四十一年度の当初予算で標準緩和、もしく

は解消したところに配分をする、こういふことでござりますね。

○森岡説明員 いま申しましたのは、四十一年度

で、四十一年度の超過課税の解消あるいは緩和を行

なつております。これらを合わせまして減税額三

十七億円程度であります。特別交付税におきまし

ては、御案内のように、その超過課税解消額の二

分の一の額を財源補てんいたします。これは三年

間続けたい、こういふうに私どもとしては考

えておるのであります。

○山口(鶴)委員 いまお話をございました

が、それが実際に実現するには、第五年次まで、臨床実習

が始まります年度までに病院が整備されればよ

い、こういふ審査基準がございまして、それまで

整備する間、ただいまのところは、秋田県立中央

病院を付属病院のかわりとして使わしていくだ

けども、こういふことで設置審議会等の了解を得た、

こういふことでござります。

○清水説明員 ただいまの点でござりますが、用

地につきましては、設置基準等の関係がございま

して、約五万坪、十六万若干平米でござります

が、これを医学部用地として用意をしなければな

らぬ、こういふことがござります。これにつきま

しては、実はこの医学部設置問題をめぐりまし

て、地元からできるだけの便宜を供与したい、こ

うい申出がございまして、今まで先行買収を

すでに秋田県で用地につきましては、お願ひをい

たしまして、整備が進められておる、こういふ段

階でござります。

この際、これを許します。山口鶴君。

○山口(鶴)委員 文部省の清水審議官、見えてい

ますね。文部省が提出されました国立学校設置法

の一部を改正する法律案を持見しましたら、秋田

大学に医学部を設置するようであります。募集は

國が昭和四十五年度に五万坪——坪一萬円とし  
たつて五億円ですよ。そういう予算を計上してな  
いところは、私はけしからぬと思うのです  
よ。

さらば、あえていうならば、地方財政再建促進特別措置法、これの二十四条の二項「地方公共団体は、当分の間、國(國家行政組織法)第八条の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法」云々と、こうありますて、國家行政組織法で設置される國の機関、出先機関、こういふものについては「寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの」を地方公共団体は支出しちゃいかぬといふのは、はつきりきまつておるわけじやありませんか。特に寄附金等を受ける場合は、自治大臣、ここに秋田自治大臣がおられますべく、「自治大臣の承認を得たものについて、この限りでない」こうなつておるわけですが、自治大臣が正式な支出としてこの経費を負担することもいかぬし、寄附金あるいはかかる名目を文部省は知つておるのであるから、これに類する行為をする場合は、自治大臣の認可を受けにいかぬと、こうなつておる。こういう法律があるのを文部省は知つておるのですか。知つていれば、私は当然この土地の五億円以上の予算要求をすべきだと思うのです。しないといふことは、文部省は法律を無視する、地方財政法を無視する、地方財政再建特別措置法を無視するつもりで、こう言つても私は言い過ぎじやないと思うのですね。一体、この法律を知つておるのですか。この法律を知つておるのですか。

ような方途につきまして関係省庁と十分検討いたしましたして、地方財政法違反にならないようにしてまいりたいということは考えておるわけであります。

けですが、例の三百億の貸し借りについても、自治大臣とすれば、この年度間調整はまず特別会計に直接繰り入れる、そういうあとでなければ年度間調整もいかぬ、こういう断固たる決意も示され

○菅委員長 和田一郎君。  
連絡をしてほしいと思うのです、この点を強く  
要請をいたしまして、質問を終わっておきましょ  
う。

— 3 —

ような方途につきまして関係省庁と十分検討いたしましたして、地方財政法違反にならないようにしてまいりたいということは考えておるわけであります。

けですが、例の三百億の貸し借りについても、自治大臣とすれば、この年度調整はまず特別会計に直接繰り入れる、そういうあとでなければ年度間調整もいかぬ、こういう堅固たる決意も示され

連絡をしてほしいと思うのです、この点を強く要請をいたしまして、質問を終わっておきました。

— 3 —

わけですね。結局、自治体は直接出さぬ、何がどうか、議会とか何とか会といふものをつくつて、そこで自治体が寄付して、その団体が土地を買って文部省のほうに差し上げる、こういふよくなつたと云ふでござまかしてきてるでしょう。そういうことをけしからぬじやないか、こう自治省は言つておるわけですね。そういう今までの経過もある。されば、自治大臣、私は、この際えりを正す意はで、秋田県から便宜供与したいんといふことは、文部省に言つたかどうか知らぬが、自治省は認めない、こういう厳正な態度をとるべきだと用うのですが、いかがでしようか。

○佐々木説明員 現在までの事務的なことにつゝまして御説明申し上げます。

現在秋田県から、用地につきまして国に寄付をする、あるいはその他の施設について國に寄付したいと云ふような申し出はございません。

○山口(鶴)委員 来ていなし、そうでしょう。大臣、事情はわかつたと思うのです。先ほどから、しばしば内政の年といわれ、いろいろ議論があると

○秋田国務大臣 法規に照らしまして、厳正に位置をいたしたいと存じております。

○山口(鶴)委員 関連ですから、この程度でやめておきましょう。自治省がそういう断固たる態度をとつて処置するということありますから、へは後への推移を十分見守つていただきたいと思います。國立高専の二の舞いのようないい加げんなことは、今後やらぬこととをぜひとも強く要請をしておきたいと思います。

それから審議官の方にも申し上げておきまが、文部省に關係ある委員会は文教委員会ばかりではなくて、そういうた地方財政法あるいは地方財政再建促進特別措置法等を無視するようなことをすれば、当然地方政府委員会でも文部省のおかりになつておることは十分注目をし、日光を光らせておるわけなんですから、その点は文部大臣に十

ありますから、今後におきましてはこれをいたしたい、こう考へておるのでございます。さないよう、先ほどから申し上げておりますとおり、特会直入の方向と抜本的な方法をぜひ確立いたしたい、こう考へておるのでございます。  
**○和田（一）委員** 地方行政委員会はわれわれと共に同じような考え方で、結局相手は大蔵省いうことになるわけです。残念ながら、おくれましたのでそれができませんけれども、この間も同会で大蔵大臣が覚え書きは生きておるというふうことを言つた。けれども、現在死んだと同じなんですね。ですから、いま大臣がおつしやつた、なるべくこの悪例は続けていきたくない、確固たる信でやっていきたい、こうおつしやつたわけです。もう一へん確約し直したらいいのじやら、そか、そういうふうに思うわけですから、それとも用意があるかどうか。

○秋田國務大臣 覚え書きは生きておるわけでもりまして、覚え書きの形式を今回繰り返してしませんけれども、その約束はずつと生きてお

立と人まと國とへと急がれいかのいある

認めない、こういう厳正な態度をとるべきだと田  
うのですが、いかがでしょうか。  
○佐々木説明員 現在までの事務的なことにつ  
まして御説明申し上げます。  
現在秋田県から、用地につきまして国に寄付す  
する、あるいはその他の施設について国に寄付す  
たいといふような申し出はございません。  
○山口（鶴）委員 来ていなし、そうでしょう。土  
臣、事情はわかつたと思うのです。先ほどから、  
ばしば内政の年といわれ、いろいろ議論があると

立高專の二の舞いのようないしかけんなことに今後やらぬということをぜひとも強く要請をしておきたいと思います。それから審議官の方にも申し上げておきまが、文部省に関係ある委員会は文教委員会ばかりではなくて、そういった地方財政法あるいは地財再建促進特別措置法等を無視するようなことをすれば、当然地方政府委員会でも文部省のおとりになつておることは十分注目をし、日光らておるわけなんですから、その点は文部大臣に十分

お言ひたけれども、現在外國へ向つては、  
す。ですから、いま大臣がおつしやつた、なるべくこの悪例は続けていきたくない、確固たる信  
でやつていただきたい、こうおつしやつたわけです  
ら、もう一べん確約し直したらいいのじやなか、そういうふうに思うわけですけれども、そ  
用意があるかどうか。

○秋田國務大臣 覚え書きは生きておるわけで  
りまして、覚え書きの形式を今回は繰り返して  
りませんけれども、その約束はずつと生きてお

るまあ のいか忘へ

わけであります。したがつて、この問題についても大蔵、自治両省間でひとつ話し合いをしましょうということは、大蔵大臣も了承をしておるのであります。もしも死んでるとすれば、もう話に応じる必要はないのだと必ずおっしゃるであります。しかし、そういう態度ではないのであります。そのことに従しましても、この覚え書きは生きておるのである、(発言する者あり)そして両省においてさらに折衝、話し合いを続けるものであるということを、ひとつ御了解願いたいと思ひます。

○和田(一)委員 それでは、大蔵大臣と折衝されるそのときには、別な書類か何かでびちつととりたい、そのような決意でいつていただきたいと思うのです。(ま生きておる、生きておると言われておつても、いま山口さんはうから、ちょっと小声で瀕死の重傷だと言われたが、確かにそうだと思います。自治大臣がこの地行委員会の皆さんとの前に確約を持つてくるように、この点はひとつよろしくお願ひいたします。

次に、いろいろと具体的なお答えをいただきますけれども、その前に、地方交付税は地方の固有の財源であるという論争がありましたけれども、このようになつたび税率の変更であるとか、それから貸し借りの問題が出てまいります。政府全体が固有の財源だという認識が薄いのではないか、こう思うのですけれども、これについて大臣のお考えいかがでしよう。

○秋田国務大臣 大ぜいの方の中などでざいますから、そういう認識の薄い方もあるうかと存じますが、この理屈は大体十分おわかりになつておると思います。しかし、それぞれの立場によって予算編成の際にいろいろな態度が出てくるのですが、この点はまことに残念でございまして、この認識をさらに徹底不動のものにする措置をとることは、われわれの任務と心得ております。

○和田(一)委員 いろいろお立場がありといふことをいま自治大臣がおっしゃいましたけれども、たとえばの話、秋田自治大臣が今度大蔵大臣にな

られたとした場合、どういうお考え方になられますか。

○秋田国務大臣 幸いにして私が大蔵大臣になりますれば、ただいま申し上げたような立場を貫くものでございます。

○和田(一)委員 次に、具体的な質問に入らしていただきますが、昭和四十四年度の補正のいわゆる九百九十四億円の地方交付税から三百八十二億円を四十五年度に繰り越した。その繰り越す理由は一体何ですか。それをひとつお願ひいたします。

○秋田国務大臣 御承知のように、六百九十億円を繰り延べ減額するよう最初なつておつたわけあります。しかし、その後国税三税の自然增收が相当あるということがわかりました。同時に先ほどから御審議願つておりますとおり、ベースアップの給与額の支出もあるし、かつまた、物価問題に関連をいたしまして、公共用地等の先行取得の緊急需要もあることがわかりました。また、そういうことも感じましたので、彼我いろいろ勘案いたしまして三百八十億円を繰り上げ加算をすれども、その前に、地方交付税は地方の固有の財源であるという論争がありましたけれども、このようになつたび税率の変更であるとか、それから貸し借りの問題が出てまいります。政府全体が固有の財源だという認識が薄いのではないか、こう思うのですけれども、これについて大臣のお考えいかがでしよう。

○秋田国務大臣 大ぜいの方の中などでざいますから、そういう認識の薄い方もあるうかと存じますが、この理屈は大体十分おわかりになつておると思います。しかし、それぞれの立場によって予算編成の際にいろいろな態度が出てくるのですが、この点はまことに残念でございまして、この認識をさらに徹底不動のものにする措置をとることは、われわれの任務と心得ております。

○和田(一)委員 いろいろお立場がありといふことをいま自治大臣がおっしゃいましたけれども、たとえばの話、秋田自治大臣が今度大蔵大臣にな

ておるわけでございます。それに対しまして、本年度そういう増加を見たわけでございますが、本年度の需要といしましては、先ほども御説明申

し上げましたように、給与改定分とか調整減額戻しますが、ただいま申し上げたように、給与改定分とか調整減額戻します。

○和田(一)委員 次に、具体的な質問に入らしていただきますが、その余の三百八十二億円につきましては、これは年度末でございますので、ここで本年度末をいたしますと、やはり来年度におけると

ころの財政の運営等に資しますために三百八十二億円を来年度に繰り越すということ、これは從来年度末において補正予算等で交付税の増額を見ました場合にも、そういう意味で年度間の安定的な財政運営を保障するというような考慮も含めまして繰り越しをしたことがございますが、今回もそういう措置をとるほうが、年度間を通じての財政の健全な運営の確保に資するゆえんではないかということで、繰り越しすることにさせていただきました。こう考えておるわけでございます。

○和田(一)委員 いわゆる事務的な、事務上の問題だというようなお答えだとと思うのですけれども、御承知のとおり、地方団体には住民の福祉の問題の仕事が山積みしておる。この九百九十四億八千何万となるわけですけれども、そのお金を十四年度に一日も早く地方へ還元して住民の福祉にこたえなければならぬのではないか、こう思うのです。やはりその点は事務上でだめですか。十四年度に全部交付してしまるのは無理なんですか、どうなんですか。

○長野政府委員 この九百九十五億は、いま大臣が申し上げましたとおりでございまして、国税三税の増加額を見合います三二%、それから六百九十一億減額をしておきましたものを三百八十億を繰り上げて返してやるというもので、両方からなつてますより、もう少し計画的に運営をしていくほうが多いのではないか。もしそうでありますと、年次末にいろいろな経費についての措置が、思つて行なわれるということになつても、不適切なことにも相なりますし、やはり当初の年度の、財政の計画的な運営としても、安定的な運営としても適当な方法ではないか、こういふ判断に立つてお話をとおり、土地開発基金もいまやはり措置をしたほうがいいという考え方方に立つたわけです。

ますより、もう少し計画的に運営をしていく方がいいのではないか。もしそうでありますと、年次末にいろいろな経費についての措置が、思つて行なわれるということになつても、不適切なことにも相なりますし、やはり当初の年度の、財政の計画的な運営としても、安定的な運営としても適当な方法ではないか、こういふ判断に立つてお話をとおり、土地開発基金もいまやはり措置をしたほうがいいという考え方方に立つたわけです。

○和田(一)委員 私たちはこう思うのです。昭和四十五年度に地方団体のほうから国へ三百億また貸すわけです。そういう形になるわけです。そうすると、三百八十二億といいうものを四十五年度に入れるから、四十五年度から三百億円貸せ、そのカタの引き当てのようだ、ひがみかもれませんが、そうとれるのです。これはいま財政局長あつしやつたように、確かに年度末でありますけれども、何も地方団体はそんなにいかげんな金づかいはしませんよ、議会もありますし、やりたいことは一ぱいある。われわれはそうとれるのです。やはり三百八十二億四十五年度に返すから三百億貸せよ、こういうような話があつたのでしょうか、なかつたのでしょうか、またその考え方はどうでしようか。

○秋田国務大臣 三百八十億返すから三百億貸せよ、こういうような話があつたのでしょうか、なかつたのでしょうか、またその考え方はどうでしようか。

○秋田国務大臣 三百八十億返すから三百億貸せよ、こういう話ではないでございまして、ただいま御説明申し上げましたとおり、三百八十二億の繰り越し額が出た事情は、ただいま御説明申し上げたような事情でございます。ただ、ただいま財政局長から申し上げましたとおり、三百八十二億をさらに四十四年度の補正で支出をすべきか、あるいは繰り越すべきか、いずれが健全であり、いずれが妥当であるかという判断の問題は残りましょ

うが、それとこれが交換条件になつたといふことではないでございます。

○和田(一)委員 じゃ、次の問題に移りますが、ただいま山本委員の御質問で、土地開発基金が出てしましました。どうして市町村に対する増額をしないのか、そういう質問がございました。で、さよ

う本会議の席上で「ただいま山本委員の御質問で、土地開発基金が出てしましました。どうして市町村に対する増額をしないのか、そういう質問がございました。で、さよ

う本会議の席上で「ただいま山本委員の御質問で、土地開発基金が出

一部を改正する法律案、この中に、「土地開発基金制度の活用を進めるため、市町村分の「土地開発基金費」を存続し、その拡充をはかる」とある。現在いわゆる交付税の計算の基礎がありますね。あれは人口一人につき千円とさうことになつてし

ました。市町村の場合はこれを上げるわけです

か、来年度は。

○和田(一)委員 人口当たりの単位費用は、四十四

年度と同じものを四十五年度使う考え方でございま

す。

○和田(一)委員 そろしますと、市町村には増額

しないということですね。

○横手説明員 人口一人当たりの単位費用は変更いたしておりませんが、土地開発基金費を算入いたします対象になる団体、市町村ですが、これを拡充してまいりたい。算入対象の範囲を拡充することによって、当然増額になつてまいる、こういふことでござります。

○和田(一)委員 聞くところによりますと、政府

はお米の五十万トンの減産に見合う水田の買上げを地方団体と農協に行なわせようとしています

けれども、これについての大蔵の見解をひとつ伺いたいと思います。

○秋田国務大臣 地方自治団体は、御承知のとおり、土地開発基金というものをもちまして、それが必要といたしまする公共用地等の先行取得に資

しておつたわけで、そこで五十万トンの米の生産調整の分に見合うものとして十一万八千ヘクタ

ーの水田転用を考えておりますので、これに利用できる分がありますれば、土地開発基金等によつてそれからまして買っていくことを考えておるのでございまして、何でもかんでもこの水

田転用分を土地開発基金の資金で充当していけ、こうすることは考えておりません。土地開発基金

本来の目的に合う運用を当然土地開発基金自体としてもらわれるであります。ただ、それが実施にあたりまして、水田転用分で、希望する土地

が、公共用地として適当な土地が先行取得できま

すならば、これを利用して使ってもらう、こうい

うことを考えておる次第でござります。

○和田(一)委員 大体今まで何回も尽くされた議論でござりますので、ここで私は少し話題を変えまして、地方交付税といふのは、いわゆる各地

方自治体の有力な財源です。地方財政にとつては、

ますます重要度を増しておりますが、これは國も

それから各地方団体も、地方自治法であるとか地

財法の精神にのつとつてりっぱに運営していつて

初めて、地方交付税といふ性質がりっぱに運用が

できるわけでござますが、地財法の第二十七条

の三についてちよとお尋ねしたいと思う。

第二十七条の三は、「都道府県は、当該都道府

県立の高等学校の施設の建設事業費について、住

民に對し、直接であると間接であるとを問わず、

その負担を転嫁してはならない。」こうなつてお

ります。このことについてひとつお聞きしたいわ

けでござりますけれども、このことについてま

ず財政局長のお考査を簡単にお願ひしたいと思いま

す。

○長野政府委員 この二十七条の三は、県立の高

等学校の施設の建設事業費につきまして、個々の

住民に對しまして、これが直接的な形であろうと間接的な形であると、直接にある人から、高等

学校に入学するというようなことの代償のような

形で、施設に対する寄付、建設費に対する寄付を

求めますとか、あるいは一般的にその地域の子弟

が入るということから、その人たちに建設費の一部の補助を寄付として求めるというようなこ

と、あるいはまたそういう期成同盟会のようなる

が入るということも、そういうものに一般の父兄な

どもがやつてあるのですけれども、これは違反だと

思つてゐるのです。

○和田(一)委員 私資料を持っておりますから提供します。そちらの

んけれども、そういうような、まあ直接であらうが間接であらうが、とにかく父兄を中心とする場

が間接であらうと思ひますけれども、そういう住

けなんです。ある県ではそれが大問題になつてお

りまして、ほんどの市町村が県のほうから割り

当て的な寄付を受けておるわけでありますけれど

も、簡単に議決をしておる。県会の質疑答弁の中

でも、議員さんのほうの質問に答えまして知事さ

んが、自分が就任したときは六〇%の負担金を

とつておつたではないか、私が就任してから一

五%に下げたのだから、これはひとつ何とかして

もらいたいというような答弁をしているのです

ね。だけども、これははつきりと第二十七条の三

に抵触しておる。ところが、いろいろな考え方で

寄付金だ、こういうわけであります。

私、自治省の財政課の方がお書きになつた論文

を持つていて、これを読んでみますと、「寄附

金が強制的なものであるか割当的なものであるか

という判断は、現実には困難であり、現に自發的

であるという理由によりかなりの寄附が行なわれ

ていた事情があつたので、必ずしも徴収の態様に

おいて強制的、割当的といえないような寄附金で

あつても、結果的に負担が転嫁されるようなもの

についてもすべて禁止して、税外負担解消につい

て一つそらの徹底を期そうとしたのが、本条立法

の目的の一つである。」こう書いてある。これは

皆さん方のほうで書いてくれた論文なんです。で

すから、たとえ自発的な寄付であったとしても、

それは直接であると間接であるとを問わず、明ら

かにかけているんですけれども、これは違反だと

思つてゐるのです。

○長野政府委員 ほらが専門家ですから、お聞きしないと悪いと思

います。

○長野政府委員 いまの御指摘の条文で申します

と、二十七条の三といいますのは、いまお話をご

ざいましたように、むしろこの二十七条の三のほ

うは、住民にいわゆる税外負担を課するといふよ

うな形に実質的になるとを禁止しているとい

ることでござります。高等学校の建設費に對して

にいと、持たせるといふことになりますが、そ

ういう関係はむしろ地方財政法におきましては第

四条の五、地方団体が他の地方団体に對して「直

接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り

当て強制的に徴収するようなことをしてはなら

ない。」こういう規定と、それから同じく地方財政

で建設費の一部を持たせるといいますか、常識的

にいと、持たせるといふことになりますが、そ

ういう関係はむしろ地方財政法におきましては第

四条の五、地方団体が他の地方団体に對して「直

接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り

当て強制的に徴収するようなことをしてはなら

ない。」こういう規定と、それから同じく地方財政

で建設費の一部を持たせるといいますか、常識的

にいと、持たせるといふことになりますが、そ

ういう関係はむしろ地方財政法におきましては第

難をいたしたことなどがございますが、そういうところから、こういう規定が生まれたわけでございま

す。

○和田(一)委員 そうしますと、私がいま申しま

した事例のようなものは、明らかに地方財政法の違反ですね。

○長野政府委員 先ほど御引用になりました論文にもございますが、寄付という形が自発的なものであるか割り当て的なものであるか、これはいろいろな議論があらうかと思ひます。しかしながら、少なくとも自発的な寄付であれば、直接財政法に違反しないといふ一応の理屈は成り立ちますけれども、全体として建設する場合に一定の割合で何か寄付を求めるということになりますと、それは寄付の名における実質は負担転嫁といふようなことが内容としては非常にはつきり出ておるのじやないだらうかといふ気がいたします。そ

うなりますと、地方財政法との関係におきましては、たいへんな問題を含んでおりまして、そういう意味では、違反の疑いは非常に濃厚ではないかと思います。

○和田(一)委員 いまおっしゃつたことでよくわかりました。違反の疑いが濃厚である。私から言わせれば、完全に違反であると思う。この県の名前をいま読むのは差し控えますけれども、昭和四十三年に二十五県がやっているのです。これもいろいろな割り当てをつくりましてね。体育馆に対する割り当ては、本校に対しても何%、本校に対しては何%、本校に対する割り当てある。それからいまおっしゃつた、自發的な寄付という問題、これも皆さん方のほうの方のお書きになつた中に、自発的な寄付だつてこれはもう完全な転嫁だと書いてあります。そちらで書いているのですからね。ですかね、寄付のあり方がどうのこうのとおっしゃらずに、とにかく県立高校の地元負担金については、ひとつ自治省のほうで厳然たる態度で臨んでいただかない、小学校はまだぼろぼろなんですね。ところが、高校になりますと、高校の整備基準ができているのです。その基準に合わせるために、県

のほうで一生懸命なんです。ところが、小中学校のほうには建設基準ができていない。それだけにやられてしまう。ですから、まだ危険校舎がたくさんある。これが現状なんです。

今度は大臣にひとつお聞きしたい。これが現在の地方の現状なんです。また論文の中にもありますけれども、おまえのところで出さないのだつたら、予算をほかへ持つていくぞということがあ

る。そういうことはけしからぬといふことも書い

てある。いままでそれをやつたことは事実なん

であります。そういうことはけしからぬといふことも書い

てある。いままでそれをやつたことは事実なん

であります。下の公共団体は地方交付税をそれ以下にも

あります。この問題はすべて地方交付税に入つていて、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○菅谷委員長 門司亮君。  
〔「簡単」と呼ぶ者あり〕

○門司委員 私は、簡単といふことばがありますから、ごく簡単に伺ひますが、最初に、大臣の提案理由の説明でなくて、法案自身について

いる理由を読んでみますと、こりう改正を「す

る必要がある。」こう書いてありますけれども、私は、法案が提案されたときにこういう改正を

する「必要がある。」といふことは、国のほうでは

そういう必要があるかも知れないが、われわれの

ほうではそういう必要はないのですよ、実際は。

この点はおかしいのですよ。少し僭越過ぎやしな

いか、こりう法律の書き方といふのは。さすがに大臣の提案理由の説明の中には、そりうこと

は書いてありません。しかし、法律案の理由のと

ころを見ると、そりう書いてある。

そこで、私はまず聞いておきたいと思ひますこ

とは、「必要がある。」こうおっしゃるのだが、こ

れは私は、やむを得ざる処置であつて、必要性で

はないと考えている。この辺どうお考えになりますか。

○秋田国務大臣 これは先生のほうから見ると、

そういうふうにどちらになれるかもしません

が、われわれとしては、その必要を認めて御提案いたしました次第でござります。

○門司委員 大体そういうこと以外に方法はない

と私は思うのです。そこで、問題になりま

すは、政府が必要がある、必要によつてこうしたん

だつておっしゃるけれども、これは政府間の理由であつて、地方自治体側から見ますと、必ずしもそ

うは受け取れない。交付税自身の性格は、御承知のよう

然であつて、そして決算の上において余りの出た分は、翌々年度において使う。これは法律がそつたつておるのだから、私は法律を守つてもらいたいと思う。そこでさつきのような意地の悪い質問を私はしてみたのです。法律があつて、その法律を守らないで、政府が必要があるといふことをねらは、ひとつ自治者が既然たる態度で臨んでいただきたい、そのことを心から要望しておきます。この問題はすべて地方交付税に入つていて、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○和田(一)委員 もう昭和四十五年度からは各府県でそういう問題が起らぬないように、またこれに、指導を徹底してまいりたいと存じております。

○秋田国務大臣 交付税の財源は、自治省も始終言われておるようだ。地方の自主財源だ。自主財源であるとするならば、普遍的なものでなければならぬのであって、これが一部の事業について割り当てられておるといふことは、非常に大きな間違いであると私は思う。やはり普通的に行なわれる地方自治行政に対する一つの大きなさせえになつておるものであつて、それが特定のものに、何か仕事があればそれは交付税でかけんをするのだといふこと

で、ひもつきになるということについては、非常に大きく法の精神自身から反した行き方であつ

四十五年度の収入見込みで十兆八千三百三十一億円でございます。

か。あなたのほうに数字があるはずだ

○森岡説明員　国税の伸びは、昭和四十五年度の

○秋田國務大臣　門司先生御指摘のとおり考究でありますて、その点につきましては、何らかの改

て、こんなことをやつておつては私は非常に前途を憂うるのです。どんなにあなた方がやかましいことをいひつて、これは固有財源だといひばらしこつて、事実は同様思ふけどしらん淮して

○門司委員 私はそういう数字を聞いているわけじゃないのだ。もう時間がありませんから、あまり押し問答をしていく暇もありませんが、数字を聞かせておるのではないか。国民指導に対する税の負

収入見込みが前年度に対しまして、当初に対しまして、二〇・九%でございます。地方税は都道府県税、市町村税合わせまして二〇・五%の伸びで、国税の収入の増加を若干下回っております。

善措置を講じ、かつ諸先生からも御指摘のありますとおり、いわゆる交付税上における貸し借りの問題といふものは、今後これをいたさないようにないたしたい、こう考えておるわけであります。

れかって、事実に固有財源からなんなく削り切って、特定財源のような形を示してある。ここに私は今日大蔵省のつけ入ってくる一つの大きな原因をだんだんおこしらえになつてしているのではないかとおもふ。これが、この二つ。

○森岡説明員　国民所得に対する租税負担率は、国税、地方税合わせました場合一八・八%でございまして、このうち国税は一二・八%，地方税は

○門司委員 税率の伸びは当然下回つております。これをもう少し詳しく私は知る必要があると思ひますが、たとえば昭和三十九年度を一〇〇として、そうして四十三年度までの決算は出ておりま

○門司委員 この機会にもう一言、私、お聞きしておきたいと思いますことは、今日の地方の財政全体をずっと見てまいりますと、そうして交付税との関連性を見てまいりますと、交付税は、現実

いかと思う。それでなければ、大蔵省といふとも、この地方交付税が地方の固有の税源であるとするならば、手をつけられるはずがないのだ。これを従来の地方配付金といつておった、いわゆる

六%でござります。

ですから、それは確定の数字でありますようが、しかし、その後の本年度の予算面から見る国税と地方税との伸びをさらに見てごらんなさい。一番伸びの悪するのが市町村税であることと間違へがない。

の問題よりも一年あとを追つておるのでですね。そこにも地方の自治体の財政上の非常な苦しさというものが生まれてまいります。過密都市のようて、毎年何万という人口がどんどんふえてきてお

交付金といつておいた当時から、秋とレバテーを  
使つたときのこの法律の改正のときは、自治  
省は知つておらなければならぬ。従来の配付金制  
度のときは、政府のけげんによつてある程度の配

である。ところが、国税と地方税との割合は、去年は一八・七%の中で地方税全体が六%だったのですね。そうしてその中で三・三%が都道府県であります。

「森岡免用賀」実費の申立てに関する資料をどうぞ  
いはずである。これを一応あなたのほうで当たつて  
て出してみてどらんなさい、どういう数字が出て  
くるか。

る。前年度の人口から追ってくれば、それはその中に入らぬわけあります。別になつておる。こういう問題をある程度カバーすることのために、二月に支給される特別の交付税という制度がある

付ができた、しかし、税という名前をつけたり上  
は、地方税であることに間違いがないのだ。した  
がって、どうしても普遍的財源でなければならぬ  
ことは当然であります。それをどうもこのごろ  
は、何かしらひもをつけてみたり、こういうふうに  
に当然分配されなければならぬものを配分しない  
でおいて、国が大蔵省に財源を貸すなんといふこ  
とは、私は自治省としては地方公共団体をどう考  
えているかということであります。こういうこと  
とを申し上げてもどうにもならないと思ひます  
が……。

さて、市町村に残りの二・七九した税額がどうならないことになつておる。したがつて、地方のそ  
うした市町村の財政というのは非常に苦しくなつ  
ておる。税配分のたてまえからいつても、四十三  
年よりも〇・二%減つてゐるのである。その分だけ  
国がふえている。私はこういふ税配分の推移と  
いうものが、年々そういう形をずつとたどつて  
きておつて、そうして今日の地方の行政の中で最  
も大きな負担をかけられておる市町村、特に過密  
都市あるいは過疎も同じでありますするが、財政を  
最も必要とする市町村にくる税配分が非常に少な

ま手元に持ち合わせておりませんけれども、御指摘のように、増加率は、国税の増加率が一番高く、次に都道府県税、市町村税の増加率は一番低いといふことに相なっております。それでよく御指摘されておりますように、固定資産の伸び悩みとあるいは景気に対応して弹性値の高い税収が市町村に少ないとか、こういうところが影響しておるところであろうと考えております。

そこで、私は大臣によくお聞きを願つて、そしてお答えを願いたいと思いますことは、いま日本の税配分がどうなつてあるかということです。これを自治省は一体どう考えておるかあります。これを自治省は一体どう考えておるかといふことです。これは私も一応数字は持つておりますけれども、四十五年度の地方財政計画あるいは国の予算等にらみ合わせてみて、税の配分がどうなつておるかということを、自治省はどうがけお調べになつておるか、そちらから一応御答弁を願つておきたいと思うのです。

いといふ現実の問題、こういう問題を一方でかかえておきながら、一方においては来るべき交付税が国に貸されるといふよろ、非常に大きな財政上の矛盾を来たしてゐるといふことである。私は、一体何のために自治省があるのかということを、極論すれば、疑いたい。

同時にこのことは、税の伸びを見てごらんなさい。昭和四十四年度の概算による税の伸びは、一體どうなつておりますか。国税の伸び、都道府県税の伸びあるいは市町村税の伸び、この三つをひとつ比較してごらんなさい、どういう数字が出るか

る市町村が一番喜りが悪くないでありますので、それで、それを補うものは、何といつても交付税以外にないのですよ。これはあくまでも地区の固有財源であると同時に、財政負担に対する補完的性格を持つていることは争えない事実です。したがつて、今日の状態になつてしまりますと、結局、この交付税自身について市町村との關係をもう少し基本的に改正する必要がありはしきら。そういう点について、ひとつ大臣のほうから、どういふうふうにお考えになるか、御答弁を願つておきたいと思います。

第一類第二等 地方行政委員會議錄第七號

われておつて、何かありもしない財政を国に貸すなんといふことを平氣でやつておる。これはかりが地方の財政の問題でございませんで、そのほかにも税だけでなくいろいろな、たとえば起債に対する元利の償還金なども、税負担の割合、いわゆる地方の自治体の税収の割合からいえば、毎年伸びてゐるのですね。去年は約九・一%ぐらいであります。これが九・一%くらいで伸びたと思ひますが、ことしはこれが九・一%くらい、また少し伸びてある。だんだん公債費に対する負担割合といつのは税收よりも伸びておる。それだけやはり苦しいわけあります。地方財政というのは、そういうことで起債によつて補つていけば、起債の借金払いをどうしてもしないわけにはいかない。そうして本年度の帳じりを見てみますと、はつきりした数字は四十三年度の決算面しか出ていないと思ひますが、四十三年度の決算面で、大体一般財源は二兆四千億ですかくらゐの借金を背負つてゐるわけである。それから公共事業、いわゆる準公営企業まで入れて、ほぼ同額ぐらゐに数字が出ておると思ひます。合わせますと約四兆五千億ぐらゐのものが出ておる。したがつて、四十五年度の財政計画から考へてまいりますと、五兆円にのほる借金を地方は背負つてあると思う。これの元利償還金が毎年毎年ふえてきてあるのであります。いま申し上げましたように、税収との割合を前年度、前々年度からずっと調へてみれば、毎年毎年税収に対する公債の償還費といつものふえざるを得ない状態をたどつておるのであります。私は、こういう地方財政の悪化の傾向を、もう少し自治省はまじめに、といふことはを使つとまたこれはおしかりを受けるかもしれませんが、正確にとらえておいていただきたい。そしてそれにどう対処するかといふことをひとつ考へてもらいたいと思うのです。

だから、こういう交付税等の取り扱い等については、今後絶対にしないといふことが言えるものなら、この機会にひとつ大臣から言明をしておいたをきたい。私はもうこれ以上きょうは質問いたしません。

○秋田國務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、今回とりましたような措置は、今後はこれをとらないようになつたと存じております。

○山口(鶴)委員 議事進行。きょう自民党の中山さんはじめ各委員から、三百億の貸し借りについて議論が集中いたしました。本来、これは次の地方交付税法の一部を改正する法律案、ここで主として議論をすべき課題だと思いますが、この一部改訂の一部改正案で議論の出ることもこれまた当然です。しかし、本格的な議論は、先ほど申し上げたように、地方交付税法の一部改正案で議論をよりしなければならぬ問題だと思いますが、ひと

つの際には、ぜひとも大蔵大臣に当地方行政委員会に出席をいただきますように、委員長としてぜひ御配慮をいただきたい。地方行政委員会に総理大臣が出たことは一度もないそうであります。大蔵大臣もなかなか出ない。昨年久しぶりにやつと福田大蔵大臣が出た、こういうようなことがあります。これはまずい歴史であります。

○菅委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 次回は、明後十九日木曜日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十八分散会

おはかりいたします。ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 委員長においてただいまの件は善処をいたします。

○菅委員長 本案に対する質疑は、これにて終局いたしました。

○菅委員長 これがより討論を行なうのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。